

千葉大学ユニオン規約

第1章 総則

第1条（名称） この組合は千葉大学ユニオンという。

第2条（所在地） この組合の事務所を千葉市稲毛区弥生町1-3-3 千葉大学構内に置く。

第2章 目的と事業

第3条（目的） この組合の目的は、国立大学法人千葉大学に働く人々の雇用と健康と暮らしを守り、大学の社会的使命を果たしつつ、各人が誇りを持っていきいきと働ける職場をつくることである。

第4条（業務） この組合は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。
- 二、組合員の文化、教養の向上と福利厚生に関すること。
- 三、大学における教育、研究の創造的発展と大学運営の民主化に関すること。
- 四、その他、組合の目的達成に必要なこと。

第3章 組合員

第5条（組合員） この組合は、国立大学法人千葉大学の職員、および職員に準ずるもの、または組合の認めた者であって、この組合の規約を承認し、所定の加入手続きを経た者をもって組織する。ただし、労働組合法第二条但書第一号に定める管理監督的地位にある者、その他使用者の利益を代表する者は加入できない。

2 前項の管理監督的地位にある者の範囲については別に定める。

第6条（加入と脱退） この組合への加入、または脱退を希望するものは、書面をもって執行委員会に届け出なければならない。

第7条（平等の原則） 組合員は、いかなる場合でも、人種、国籍、宗教、思想、信条、性別、年齢、障害、職種、門地あるいは社会的身分によって差別を受けることはない。

第8条（権利と義務） 組合員は次の各号に掲げる権利と義務を等しく有する。

- 一、役員を選挙し、または役員として選挙される権利。
- 二、組合のすべての事項に対して意見を表明する権利。
- 三、組合活動によって生じた利益を平等にうける権利。
- 四、組合員の処分に関し、総会において弁明、または弁護を行う権利。
- 五、組合の規約を守り、組合の機関の決定に従う義務。
- 六、総会で定める組合費を納入する義務。

第9条（権利の停止と除名）組合員が、組合の利益、名誉を著しく損なった場合には、総会の議決によって権利の停止、または除名を受ける。

第4章 機関

第10条（機関）この組合に次の機関を置く。

- 一、総会
- 二、代表委員会
- 三、執行委員会

第11条（総会）総会はこの組合の最高決定機関である。

2 定期総会は、原則として毎年6月、委員長が召集する。

3 臨時総会は、代表委員会が必要と認めた場合、または組合員の5分の1以上の要求があった場合に委員長が召集する。

4 次の事項は総会に付議しなければならない。

- 一、活動方針の決定
- 二、活動報告の承認
- 三、争議行為の開始と終結
- 四、予算の決定と決算の承認
- 五、規約の決定と変更
- 六、他団体への加入、脱退、または他団体との連合、分離
- 七、支部の設立、廃止、および分割、合併などの再編成
- 八、その他、組合の事業遂行上の重要な事項

第12条（代表委員会）代表委員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部より選出された代表委員によって構成される。

2 代表委員会には議長を置く。代表委員会は、代表委員会議長、あるいは委員長が必要と認めた場合、または代表委員の3分の1以上の要求があった場合に代表委員会議長が召集する。

3 次の事項は代表委員会に付議しなければならない。

- 一、労働協約の締結と改訂
- 二、労使交渉の妥結
- 三、その他執行委員会において、臨時総会を開くにいたらない程度と認めた事項。ただし、代表委員会の審議・議決内容は、総会において報告され、承認を受けねばならない。

第13条（執行委員会）執行委員会はこの組合の執行機関であって、委員長、副委員長、事務局長、執行委員をもって構成する。

2 執行委員会は、委員長が必要と認めた場合、または執行委員の要求があった場合に委員長が召集する。

3 執行委員会は次の事項を執行する権限を持つ。

- 一、総会、ならびに代表委員会から付託された事項
- 二、総会、ならびに代表委員会に提出する議案の作成と審議
- 三、その他、執行委員会が業務の遂行において必要と認めた事項

第14条（選挙管理委員会）第21条に定める役員選挙、ならびに第26条、第27条、第28条に定める全組合員投票を管理運営するために、選挙管理委員会を置く。

第15条（会議）各機関の会議は、構成人員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、総会ならびに代表委員会は、運営規定に定める範囲内において、委任状の提出による権限の委任を認める。

第16条（決議）会議の議事は、議決権を有する者の過半数の賛成によって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第17条（支部）支部は組合運営上合理的な職場、職域、ないし職種などを単位として組織する。支部には運営上必要な機関をおくことができる。また、この規約に抵触しない限り、支部は独自に支部規約を定め、独自の活動を行うことができる。

第5章 役員

第18条（役員）この組合に次の役員をおく。

- 一、委員長 1名
- 二、副委員長 若干名
- 三、事務局長 1名
- 四、執行委員 若干名
- 五、会計監査委員 2名

2 第18条第一号より第五号の役員が代表委員を兼ねることはできない。ただし、支部が定める支部役員を兼ねることは妨げない。

第19条（任務）役員職務は次のとおりとする。

- 一、委員長は組合を代表してその業務を統括する。
- 二、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。
- 三、事務局長は組合の日常業務を統括、管理する。
- 四、執行委員は組合の業務を分担する。
- 五、会計監査委員は、組合の会計業務を監督し、総会に報告する。

第20条（任期）役員任期は、定期総会から次の定期総会までの期間とし、再任を妨げない。ただし、委員長は連続2期2年までとする。

第21条（選出）第18条1項の役員は、全組合員が平等に参加の機会を有する直接投票により、全組合員の過半数の同意を得なければならない。

第6章 会計

第22条（経費）この組合の経費は、組合費と寄付金その他をもって当てる。

第23条（組合費）組合費は組合員の賃金収入に応じて徴収する。徴収の基準は総会で決定する。

第24条（会計年度と決算）この組合の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第25条（会計報告）すべての経理状況を示す会計報告は、会計監査委員の監査を受け、定期総会で承認されなければならない。

2 前項の会計報告には、公認会計士による証明を付さねばならない。

第7章 同盟罷業

第26条（同盟罷業）同盟罷業を実施する場合は、全組合員が平等に参加する機会を有する直接投票により、全組合員の過半数の同意を得なければならない。

第8章 規約の改正

第27条（規約の改正）規約の改正に当たっては、全組合員が平等に参加する機会を有する直接投票により、全組合員の過半数の同意を得なければならない。

第9章 解散

第28条（解散）この組合の解散は、全組合員が平等に参加する機会を有する直接投票により、全組合員の過半数の同意を得なければならない。

付則

この規約は2004年10月21日より施行する。

+++++

規約に関わる諸規定

■選挙管理委員会運営規定（規約第14条関連）

1. 選挙管理委員は、役員選挙、ならびに全組合員投票の必要が生じたときに、組合員の中から原則として各支部につき一名を、総会、あるいは執行委員会において委嘱する。
2. 委嘱を受けた選挙管理委員はすみやかに委員会を開催し、選挙管理委員長を互選するとともに、公示・投票期間等の選挙日程を審議決定する。
3. 選挙管理委員長は前項の決定に基づき、選挙、ならびに投票の公示を行う。
4. 原則として、公示期間・投票期間は一週間以上とする。
5. 選挙管理委員長は、開票作業を統括管理し、投票結果を組合の機関に報告する。選挙管理委員会は、以上の選挙業務の終了によって委嘱を解かれる。

■代表委員会規定（規約第12条関連）

1. 代表委員は、各支部から組合員20名につき1名の割合で選出する。任期は定期総会から次の定期総会までの一年とし、再任を妨げない。
2. 代表委員会議長は、代表委員の互選による。
3. 出席代表委員1名につき、2名までの委任状を認める。
4. 代表委員会の決議事項は、出席者の過半数の賛成を要する。

■組合員範囲に関する規定（規約第5条第2項関連）

1. 規約第五条第2項にある「管理監督的地位にある者、その他使用者の利益を代表する者」は次に示す者とする。
 - 一. 国立大学法人千葉大学役員、副学長、基幹長、機構長
 - 二. 学部長、研究科長、学府長、学位プログラム長、研究院長、附属図書館長、医学部附属病院長、医学部附属病院看護部長、共同利用教育研究施設長
 - 三. 事務局の部長および事務部長
 - 四. その他、執行委員会において、管理監督的地位にある、あるいは使用者の利益を代表する立場にあると判断した者
2. 本規定は総会によって改正される。

■総会運営規程

1. 定期総会は開催の二週間前までに、臨時総会は一週間前までに公示する。
2. 総会議長は、その都度、執行委員会を構成する役員および会計監査委員以外の組合員から選出する。
3. 総会に出席する組合員は、全ての権限を出席者に委任した同一支部所属の組合員5名までの意思を、議決時あるいは投票時に代理表明することができる。すなわち総会において、出席者は自らの権利に加えて代理する組合員数分の権利を行使することができる。
4. 全委任状提出者数を、総会成立要件の出席者数に含める。
5. 議決権を有する者は、出席者、および、全ての権限を出席者に委任した組合員とする。議場に委任した組合員は、議決権を有しない。議長は採決に加わらない。また、議決権を有する者が、全組合員数の10分の1に満たないときには、総会の成立を認めない。
6. 本規程は総会によって改正される。総会開催が困難な場合、代表委員会が発議し、全組合員投票による承認を経て改正することができる。